

議案第1号 運賃協議専門部会の設置について

(1) 概要

令和5年10月1日付で道路運送法が改正され、地域公共交通活性化協議会等の協議を経て設定される協議運賃について、その取り扱いが変更となりました。協議運賃は、地域の関係者が合意のうえで設定する制度で、地域の実情に応じた柔軟な運賃設定が可能となるものです。

改正法の施行により、今後は、運賃を設定する事業者と関係自治体などで構成される「運賃を協議する会議体」において、協議を行うことが義務付けられました。また、運賃の改定の有無にかかわらず、路線に変更がある場合にも運賃協議が必要とされています。

前回の協議会において経路変更をご承認いただいた「循環バスぐるっと」は、協議運賃の形式をとっていることから、法改正を踏まえ、運賃に関する協議が必要となります。

つきましては、当該路線についての運賃協議を行うため、釧路市地域公共交通活性化協議会規約及び釧路市地域公共交通活性化協議会専門部会規程に基づき、「運賃協議専門部会」を設置いたします。なお、本部会における協議結果につきましては、釧路市地域公共交通活性化協議会において報告いたします。

道路運送法改正前	道路運送法改正後（R5.10.1～）
①地域公共交通活性化協議会で協議 ↓ ②運賃の届出（交通事業者）	①公聴会の開催等により住民等の意見聴取 ※ホームページへの意見募集掲載等を想定 ↓ ②運賃協議専門部会で協議 ※独占禁止法に抵触しないため、 1事業者ごとに個別協議が必要 ↓ ③運賃の届出（交通事業者）

(2) 運賃協議専門部会の構成員について

道路運送法第9条第4項に基づき、部会の構成員は以下のとおりとします。

- ①市町村又は都道府県
- ②当該運賃を定める一般乗合旅客自動車運送業者
- ③地方運輸局長
- ④市町村長が住民の意見を代表するものとして指名する者

・運賃協議専門部会構成員（案）

所属	職名	氏名
釧路市総合政策部	部長	藤田 和弥
くしろバス株式会社	企画課長	原 央
北海道運輸局釧路運輸支局	首席運輸企画専門官	佐藤 彰也
釧路市連合町内会	会長	黒木 満

また、事務局につきましては、協議会本体と同じく、釧路市総合政策部企画課といたします。

※上記名簿については、釧路市地域公共交通活性化協議会専門部会規程別表に追加（参考資料１のとおり）。

（３）今後のスケジュールについて

今後は、次のようなスケジュールで部会を開催していく予定です。

日程	内容	備考
令和７年８月上旬	市ホームページにて意見募集	
令和７年８月下旬	第１回運賃協議専門部会 令和７年度第３回釧路市地域公共交通活性化協議会にて協議内容を報告	

※現時点での予定のため、変更となる場合があります。

参考：道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

新 道路運送法 ９条４項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

新 道路運送法 ９条５項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

釧路市地域公共交通活性化協議会専門部会規程（抜粋）

平成 2 8 年 6 月 8 日 制定

（組織）

第 3 条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。
2 会長が意見聴取などの必要性を認める場合は、専門部会委員以外の者を出席させることができる。

別表（第 3 条関係）

専門部会

	所属組織・団体
公共交通事業者	くしろバス株式会社
	阿寒バス株式会社
	釧根地区ハイヤー協会
公共交通の利用者	釧路市連合町内会
	釧路市女性団体連絡協議会
	バスから釧路の街を考える会
産業関係者	釧路商工会議所
学識経験者	北海道大学大学院工学研究院
その他会長が必要と認める者	北海道運輸局釧路運輸支局
	釧路総合振興局
	市民団体「クスろ」

運賃協議専門部会

	所属組織・団体
<u>市町村</u>	<u>釧路市</u>
<u>一般乗合旅客自動車運送事業者</u>	<u>くしろバス株式会社</u>
<u>地方運輸局長</u>	<u>北海道運輸局釧路運輸支局</u>
<u>市町村の長が住民の意見を代表する者として指名する者</u>	<u>釧路市連合町内会</u>